

法テラスの各種制度や常勤弁護士（スタッフ弁護士）は、中核機関の役割・機能に、様々な形で関わらせていただくことができます。詳しくは下記までお問い合わせください。

【法テラス本部 企画室 050-3381-1576（直通）】

## ①法律講座等による広報・啓発 市民後見人の養成



- ・ 市民、福祉関係者向けの法律講座の実施
- ・ 市民後見人養成講座の実施

## ②中核機関設置支援



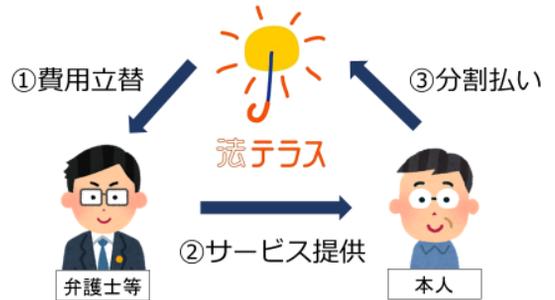
- ・ 中核機関、後見センター設置準備チームにスタッフ弁護士も参加

## ③各種ケース会議出席



- ・ 後見ニーズの判断や方針決定のためのケース会議にスタッフ弁護士も参加

## ④民事法律扶助による申立支援



- ・ 無料相談、弁護士報酬の立替（資力基準あり）
- ・ 出張相談による市役所、社協、自宅での相談

図Ⅱ-3 「中核機関の役割・機能と期待される効果」

| ■現状の課題（例示）<br>（フロー図における「目詰まり」）   | ■中核機関の役割・機能  | ■期待される効果<br>（フロー図における「目詰まり」<br>がどう解消されるのか）  |
|--|--|---|
| <b>【本人、家族、住民等】</b><br>制度が知られていない<br><br><b>【包括等相談窓口】</b><br>制度が知られていない<br><br><b>【本人、家族、住民等】</b><br>成年後見制度の相談先がわからない<br><br><b>【本人、家族、住民等】</b><br>相談しても、自治体や家庭裁判所にたい回しにされる   | <b>研修・講演会等による周知・広報</b><br><br><b>明確な相談窓口の設置</b><br>（各自治体・中核機関）<br>本人、親族・施設・病院・事業所等への相談対応・相談会   | ・制度を本人、家族、住民、地域の福祉関係者が理解する。<br>・本人に身近な人が発見・繋がり、相談に繋がりがよくなる。<br><br>・成年後見に関する相談窓口が明確化される。<br>・相談の機会が増える。<br>・相談が行われやすい環境が整う。   |
| <b>【地域の相談支援機関、市町村等】</b><br>権利擁護の課題に関する法的な支援の必要性がわからない<br><br><b>【地域の相談支援機関、施設等】</b><br>ケース検討で成年後見ニーズが判断されない（その結果、包括等適切な機関につながらない）<br><br><b>【社会福祉協議会等】</b><br>日常生活自立支援事業や生活困窮者自立支援事業等において、利用者の判断能力が低下しても、事業を利用し続けている<br><br><b>【地域の相談支援機関、施設等】</b><br>任意後見契約を締結している本人の判断能力が低下しても、任意後見が開始されない（監督人が選任されない） | <b>相談機関における検討への専門職の派遣（法律・福祉）権利擁護支援のアセスメント、後見ニーズの見極め</b><br><br><b>検討の仕組み</b> 支援方針検討自治体支援者相談機関等方針決定・首長申立判断等<br><br><b>日常生活自立支援事業からの移行、生活困窮者自立支援事業等における利用促進</b><br><br><b>任意後見監督人選任のタイミングに関する助言、サポート</b> | ケース検討に専門職が参加することで法的な課題が明らかになり、成年後見制度の利用を含めたケース検討が行われる。<br><br>相談機関関係者等が適切にケースを分析・判断し、必要な支援方針の見立てが行われるようになる。<br><br>本人の状態変化に応じて、適切な時期に任意後見監督人選任を行うことができるようになる。<br><br>本人の状態変化に応じて、適切な時期に任意後見監督人選任を行うことができるようになる。 |

| 成年後見制度の利用促進（候補者の推選）   | 後見人等への支援（モニタリング・バックアップ）  |
|---|--|
| <b>【本人、家族等】</b><br>申立書類作成のハードルが高い<br><br><b>【自治体】</b><br>首長申立を行った経験がない<br><br><b>【本人、家族、地域の相談支援機関、自治体等】</b><br>誰を成年後見人候補者とすればよいかわからない<br><br><b>【自治体等】</b><br>適切な成年後見人候補者がいない、少ない | <b>【後見人等】</b><br>後見一人では解決できない問題が多い<br><br><b>【後見人等】</b><br>成年後見活動について不明なことを相談する先がない<br><br><b>【家族、後見人等】</b><br>本人の状態が変化した、相談先がわからない<br><br><b>【本人、家族、地域の相談支援機関等】</b><br>選任された後見人の活動に疑問点があり、相談したい<br><br><b>【後見人等】</b><br>家庭裁判所に提出する報告書の書き方がわからない |
| <b>申立に関わる相談・支援</b><br><br><b>検討の仕組み？ 適切な候補者推薦のための検討（候補者・チームの見立て）</b><br><br><b>市民後見人の研修等養成、法人後見の担い手育成・活動支援</b>  | <b>チーム等支援会議の調整・コーディネート</b><br><br><b>後見人等の相談窓口の明確化・バックアップ</b><br><br><b>家庭裁判所との連絡調整</b><br><br><b>報告書等書類作成支援</b>   |
| 申立者が申立を行いやすくなる。<br><br>成年後見制度の利用が必要なケースについて、適切に首長申立が行えるようになる。<br><br>・後見人候補者が養成され、地域内の受任体制が充実する。<br>・市民への広報・啓発となる。  | 本人・後見人が相談し連携できるチームが、身近な地域につくられる。<br><br>親族・市民後見人等が不明なことを相談し、適切な支援を受けられる。<br><br>中核機関と家庭裁判所の間で連携・調整が行われ、必要と判断された場合には類型変更や、後見人の交代等が行われる。<br><br>家庭裁判所への報告書作成のほか、難易度の高い書類作成の支援が受けられるようになる。<br>後見活動の相談・助言の機会となる。                                     |